

## 写真原版（デジタル画像含む）の使用について

### 1. 事務手続きの流れ

- ① 写真原版(デジタル画像含む。以下同じ。)を使用したい文化財を特定
- ② 使用したい文化財の写真原版が文化庁で保管があるか確認  
(文化庁へ電話やメールで問い合わせてください)
- ③ 文化庁へ(様式2)により申請  
※写真の使用目的のわかる企画書等も併せて提出してください。  
※個人で申請される場合は、申請者氏名記入欄に所属・肩書を記入してください。
- ④ 使用許可書及び写真原版の受領〔文化庁から発送〕  
納入告知書の受領〔財務省会計センターから発送〕
- ⑤ 写真原版の使用料金の払い込み  
写真原版の返却

### 2. 写真原版の使用許可の基準

文化庁が保管する文化財の写真原版は、次に掲げる場合を除き、使用を許可することとしています。

1. 好ましくない用途に供するため写真原版の使用が行われると認められる場合
2. 写真原版の使用により文化庁内部部局の事務処理に支障が生ずると認められる場合
3. ほかに文化財の著作権者若しくは所有者又は文化財の写真の著作権者があるものについて、事前にそれぞれ当該著作権者又は所有者の書面による同意を得ていない場合
4. その他写真原版の使用を許可することが適当でないと認められる場合

### 3. 写真撮影等料金

| 区分                      | 料金  | 備考                         |
|-------------------------|---|----------------------------|
| 1 単片フィルム<br>(デジタル画像を含む) | 1枚につき<br>3,300 円  | 印画紙代その他の材料費は、<br>申請者の負担とする |
| 2 マイクロフィルム              | 1点(枚)につき 50コマまで<br>3,300 円<br>50コマを超える場合は50コマごとに<br>1,650 円 |                            |